

議案第33号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和32年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項後段を次のように改める。

この場合にあつては、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工検査を受けなければならない。

第33条中「又は材料検査」を「、設計審査及び竣工検査」に改める。

別表第1中 「 坂 本 " 坂 本 部 落 」 を

坂 本 "	坂 本 部 落	に、
小 河 内 "	小 河 内 "	

「 吉 原 " 吉 原 、 成 " 」 を

吉 原 "	吉 原 、 成 "	に改める。
赤 松 "	赤 松 "	

別表第2の量水器を使用しない水道の料金の項中「4,200円」を「8,400円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第33条関係）

(1) 給水施設設計手数料表

管 類 内 径	金 額（1工事当り）
25ミリメートル以下	100円
25ミリメートルを超え 75ミリメートル未満	200円
75ミリメートル以上	400円
特別の手續を要した場合は、5割以内を追徴する。	

(2) 給水施設設計審査及び竣工検査手数料表

区 分	金 額（1工事当り）
給水施設設計審査	150円
給水施設竣工検査	300円

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。